

平成22年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年 6月23日（水） 9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	13番	吉田政司
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
4番	齋藤幸廣	10番	米澤壽重	16番	松森豊
5番	是津輝和	11番	遠藤義光		
6番	小野昌士	12番	池田信博		

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	農林水産課長	山崎龍一
副町長	門脇裕	下水道課長	中前千之
教育長	藤田勲	建設課長	井川善寿
総務課長	渡部國彦	水道課長	大庭孝久
会計管理者	嶽野正弘	総務学校教育課長	岩水守
企画財政課長	齋藤福昌	生涯学習課長	高梨康二
税務課長	池田高世偉	布施支所長	山川由夫
町民課長	佐々木秋幸	五箇支所長	村上和弘
福祉課長	村上静夫	都万支所長	石川伸吉
保健課長	阿部真澄	技術管理担当課長	村上孝三
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光商工課長	吉田誠	財政係長	鳥井登
定住対策課長	岡田清明		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人

議会事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 13名

議事の経過

議長（米澤壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性といたします。

また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力宜しくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告・説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位には、よろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（米澤壽重）

始めに、15番：安部和子 議員

15番（安 部 和 子）

「現代の子どもの心と体は、急速にバランスを失いつつある。」と、ある医学専門家が指摘していますが、家庭・社会の影響を受け、飽食障害・自律神経失調・起立性調節障害が

めだつことや「だるい」「頭痛」「腹痛」「微熱」等の自覚症状は身体の疾患によるものではなく「こころ」の問題によるものが大半であると分析されています。

小学校入学時からすでに先生の話が聞けない。コミュニケーションがとれず、すぐにキレる等の行動が増える傾向にあるとされています。

ゲームのやり過ぎ、テレビの見過ぎ、ネットゲームによる睡眠不足以上の問題は常に指摘されてきた事ではありますが、その対策は家庭における生活態度に問題ありとされ、依然として おんぼら としたままの状態であり、はっきりとした具体策を見ないままの状況ではなかろうかと考えます。

隠岐の島町も例外ではなく、「不登校」や「こころの病」と思われるものが、数例確認されている事は周知のとおりであります。

社会全体を見ても、自分さえ良ければ・・・と云う自己中心主義や思いやりの欠如など、子どもだけでなく今や全ての世代に共通した課題になっております。こういった問題には、やはり乳幼児期からの教育の取り組みが必要不可欠であると思います。勿論家庭の問題もあります。

しかし、教育のプロである教育委員会として「何か」できるのではないか・・・やらなければいけないのではないか・・・と考えます。

教育長のお考えをお聞かせ下さい。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

それでは、ただいまの安部議員の「子どもの不登校やこころの病の対策について」のご質問にお答えをいたします。

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で、第一義的な責任を負っておりますけれども、少子化、核家族化、価値観の多様化など社会の大きな変化の中で、この家庭の教育力の低下が懸念されているところであります。

また、地域社会においては、かつては濃密な人間関係を背景として地域全体で子どもを育む仕組みがございましたけれども、現代の社会、今は地域全体としての教育力も低下しているといわれております。

このような現状を打開するため、本年度島根県は「ふるまい(礼儀・作法・挨拶・道徳・ルール・マナー・思いやりなど)」これらの向上を目指した乳幼児期の教育・子育て支援を行うことを目的に、「ふるまい向上プロジェクト事業」が創設されたところであります。

私は、この事業も視野に入れた、乳幼児及び乳幼児を抱える保護者のための学習機会を設けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

15番(安部和子)

答弁をいただきました。「ふるまい向上」という言葉が出てまいりましたが、これは島根県の教育長であります藤原義光教育長が、先ほど私が申し上げたような世の中を心配されて、これまで先人が歩いて来られた道は正しいからこれでいい、安心だと立ち止まってしまえば、その先の道は拓けない、周辺の環境が変われば、当然「進取の気性」つまり、自ら進んで物事に取り組む事が必要であると判断されて、創設されたものであります。

「ふるまい」とは、礼儀・作法・挨拶・しぐさ・モラル・ルール・躰・道徳・倫理観・生活行動・生活動作・思いやり等であります。

「子どものふるまい」「親のふるまい」こういったものを重視されております。

当然、市町村の取り組みとしてやらなければ成らない事は云うまでもありませんが、云われてやるのではなく、いまや、「心の病」等は生徒達だけでなく、先生方達にも出てきているのです。何とかしなくちゃ、先生も、生徒も、取り返しのつかない事が起きないとも限らない状況が、この隠岐の島町でも起きているのです。たった2ヶ月で中学3年の担任が代わらなければ成らない非常事態。校長先生が大変立派な方で、だれに相談する術もなく生徒は勿論、保護者、先生のご家族、そしてまたドクター、まわりの全てをご自分の責任ある裁量で取り組んでおられます。

私は常々、「町づくり」は「人づくり」だという信念でおります。その「人づくり」は、「教育」だと思っております。

教育長はそれこそ、「進取の精神」でもって、隠岐の島町独自の取り組みをださねばならない状況にいると思います。平成20年12月の定例会に於いて、私は一般質問で「五箇小学校改築問題」を取り上げました。その時、教育長は「隠岐の島町の教育に対して一日たりともおろそかに思った事は無い」と答弁しておられます。でも、思っているだけでは伝わらないのです。単なる学習機会だけではもう遅いと思います。

どうぞ島根県の教育長のような心意気を態度で、行動で見せていただきたい。

ご答弁お願いします。

番外(教育長 藤田 勲)

再質問にお答えをいたします。

町独自あるいは私自身の考え方、行動を示して欲しいという事でございます。

まさに「人づくり」は「教育」であるというふうに私も考えております。人づくりの教育の根幹、目的、これは人間形成であり、その底にあるものはまさに「心の教育」であると考えております。

私は藤原教育長と4年間お付き合いをさせていただきました。教育長さんとの、あるいは他の市町村の教育長さんとの意見交換の場の中でも、今の現状、子ども達はやはり地域の、ご家庭の家族はもとより地域の人々の大人の姿を見て、まさに藤原教育長の言葉で言いますと「ふるまい」が廃れてきている。これは、教育長に就任する前から私の頭の中にあつた事です。

学校の先生方にも教育のあり方ということも、先生方との意見交換の場でも話して参りましたが、その私の思いは学校の先生方には伝わっているはずでございます。

現に今年の教育問題の提言、今、安部議員さんが言われた中ではご質問された内容に答えるようなものを昨年末に書き上げて、提言を県の市町村教育連合会が発行します教育の提言の中で申し上げてきております。

具体的に見える形で、その思いを実行してくれということでございますが、具体的な施策として今5月ぐらいから取り組んでおりますのが、これまでも勿論、乳幼児の教育、家庭教育支援はおこなってきておりますが、公民館事業の中で今後進めていく中で公民館事業での乳幼児教育支援、これは「食育」を基本に掲げていきたいと。

基本的な生活習慣としつけ、そういった場面と切り離すことのできない、「食育」ということをまず掲げていきたいというふうに思っております。

それから家庭教育支援の中での「親学」、これは親になるためのもちろん学習でございますが、乳幼児にとって一緒に生活をする親が身近な手本となるわけですから、そうした学習機会、生活習慣づくり、規範意識の醸成、そうしたものを親の役割や家庭のあるべき姿を考えているところでございます。

この5月ぐらいから動いておりますが、この秋ぐらいには実行策が練られたうえで実行をしていきたいというふうに思っております。

以上、再質問へのご答弁とさせていただきます。

15番(安部和子)

なんとなくとりとめのないような、まとまりのないように、私には感じとれますが、今年5月25日の山陰中央新報に、岩手県の県立の大船渡高等学校の教頭をされていた村上育

朗さんと云う方が、隠岐高校で講演をされた記事が載っていました。

この方は、人間教育を基本に独自の進路指導で全国的に知られる方だそうでありまして、「教育とは、立派な人間をつくることである。そして立派な人間は、他人から言われずとも、物事を行い、勉強する。」と説いておられます。

また、あいさつや整理整頓など、人間として当り前のことを当り前にやること。「凡事徹底」を強調されております。

隠岐の島町教育委員会におかれても、業界はもとより、町民すべてが大きな期待を持って教育の成り行きをみております。どうぞいろいろな方向から、信念をもって応えてやっていただきたい。よろしく願いいたします。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

今、いわれておりますのは学校も含めた「地域力」ということだと思っております。

「地域力」の醸成ということは、公民館事業の大きなテーマでもございますので、これまでも「あいさつ運動」、子ども見守り隊、地域力醸成プラン、子ども達が色々な体験をするなかで清掃の大切さ、あいさつの大切さ、そして地域の皆さん、あるいは異世代の交流の大切さというものを実感しているというふうに感じております。

今の子ども達はコミュニケーション不足と云われますが、その起因はやはり体験が不足しているというふうに私は考えております。

先ほど申し上げました、社会地域力の醸成の各種プログラムの中で子ども達は確実に成長してきております。そのように感じております。更にグレードアップ、子ども達の健全な育成、あるいは規範意識を醸成するようなプランを実行して行きたいと思っております。

15番（ 安 部 和 子 ）

次の質問に移ります。

平成18年6月、国における「がん対策基本法」の制定により、島根県は本県が「がん」による死亡率全国2位の状況を鑑み、「がん」が県民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど、「がん」が県民の健康にとって重大な問題であると捉え、がん対策を総合的に推進することを目的として、18年9月島根県「がん対策推進条例」を制定いたしましたことは、すでに周知の通りであります。

これにより、がん医療水準の向上、情報の提供、予防及び早期発見の推進、そしてまたがん患者に対しての緩和ケアの推進等々、その活動は大変力強く展開することができるようになりました。

しかし、県及び地域住民の理解や、早期発見のための検診等の意識の高揚は、少しずつ高まりつつはあるものの依然として、がんの死亡率は全国2位と高く、今や男性の2人に1人、女性の3人に1人が、がんにかかる可能性があると考えられ、高齢化の進展とともに死亡者数は増加していくものと予測されています。

島根県議会においても平成21年9月「島根県がん撲滅宣言」を決議しています。また出雲市は、平成19年「出雲市がん撲滅対策推進条例」を制定。邑南町は、21年3月「邑南町がん対策推進計画」を打ち出しています。

我町におきましても、予防対策の推進や検診の受診率の向上を図るための施策等、担当課を中心に一生懸命活動をしているものの、その効果は、必ずしも芳しい成績とはいえません。

そんな中で、このたび隠岐保健所から出されました資料（県保健環境科学研究所出典）によりますと、島根県内の松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐の7つの圏域別年齢調整死亡率、人口10万対であります。2003年から2007年の5ヶ年平均は、男性女性共に隠岐圏域がトップであります。しかも壮年期、いわゆる働き盛りの40歳から64歳の男女の死亡率に於いては、とびぬけて高いのです。

町としても、行政として何ができるのか、6月定例島根県議会は議員提出された、国に対しての、「子宮頸がんワクチン接種の公的負担を求める意見書」を全会一致で可決しております。国の負担化、公的医療制度の適用を要望し、また10代前半の女性については全額公費負担して、接種の早期実現を求めています。

邑南町は本年度、女子中学生を対象に、HPVワクチン1人1回5万円を3回分、全額負担を実施しています。

私は「隠岐の島町がん対策推進条例」を直ちに制定し、いろいろながん対策活動の力強い後押しを図るべきと思います。

町長のお考えをお聞かせ下さい。

番外（町長 松田和久）

安部議員の分割質問2点目「隠岐の島町がん対策推進条例」を制定してはについての、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

島根県内、先ほどご指摘のありました7圏域別がんの年齢調整死亡率は、男性女性共に、また壮年期の死亡率におきましても、残念ながら県下最も高い死亡率になっていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

なぜ、隠岐圏域ががんによる死亡率が高いのか、その原因につきまして確固たる原因の究明は未だ残念ながらなされておりません。

がんの予防には、日ごろの生活習慣を見直し、生活の中からがんの発生を根本的に防ぐことが大切であり、これが第1次予防として位置づけられているものであります。

さらに、そのがんの早期発見あるいは早期治療、これがいわゆる第2次予防ということで予防区分がなされているところであります。

第1次予防といたしまして、各地域で開催しております健康教室や健康相談などを通じまして、生活習慣を見直すきっかけ作りに努めているところでございます。

更に、第2次予防といたしましては、今年度から隠岐圏域での街頭キャンペーンや事業所訪問等を通じまして、受診の呼びかけを展開いたしていくことにいたしております。

また、本町におきましては、受診率向上のため、昨年度から女性特有のがん検診推進事業によりまして無料クーポン券の配布でありますとか、事業所健診に併せまして大腸がん検診を受けることができるように働きかけを今おこなっているところであります。

また、受診機会の拡大といたしまして、隠岐病院内での施設検診の拡充や保育所の駐車場での検診の設定等や受診しやすい夕方の時間帯等の設定にも、今工夫を凝らしているところであります。

このようなさまざまな取り組みを現在おこなっておりまして、今しばらくその効果につきまして見定めてまいりたいと考えております。結果的に県内1位の汚名返上ができるのではと、このように期待をいたしております。しかしながら、結果的にさらに力強く推し進めることが必要である。

条例制定が必要であるということになれば、議員ご提案の「がん対策推進条例」の制定につきましても検討をすべきものではないかと、このように考えておりますので、今暫く時間をいただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

15番(安部和子)

隠岐の島町でもいろいろと、その対策に取り組んでおられることは承知しておりますが、やはり事業所でのご理解、その検診を受ける時間帯の作り方、そういうようなものも働く人にとっては必要だと思えます。後押ししてくれることが。

やはり、事業所に対しての働きかけというのが私は大切なことだと思います。

役場でやっていることは十分やっていると思われるのですが、外に対しての働きかけも重ねていくべきではないかと思えます。

がん対策の総合的な推進、今、隠岐の島町では唯一、がん患者の緩和ケア事業といたしまして隠岐病院の竹田先生のご理解によりまして、平成20年12月に民間組織ですが「隠岐たんぼぼ」を設立いたしました。毎月1日と16日の2日間開催いたしており、時にはがんについて学習会、また本土とのケアサロンとの交流会なども実践しておりますが、患者とその家族の精神的な不安や、苦痛は計りしれないものがあります。

その上、経済的な問題も絡んで自らの命を絶たねばならない状況に追い込まれる事例も発生しております。何か生きがいを見つけることが出来るケアが必要だと感じております。問題は1次予防、2次予防のみだけでなく、すごい範囲で山積していると思います。総合的な意味でも、ぜひとも行政の温かい一歩を、踏み込んだ一歩が欲しいと思います。

条例は、いろいろな活動をするための、云わば水戸黄門の印籠のようなものと私は心得ております。これがあるとないとでは活動の範囲が非常に違う、是非とも考えていただきたい。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたします。

いくら役場が頑張ってみても、各事業所が本気になってそれに向けて取り組んでいかない限り、旗だけ振っても思うように推進できないのではないかと、そういった中でもっとも有効な手段は条例制定をして、皆で対応していくような環境を整備していくことが、もっとも早道ではないかということではないかと思っております。

そのことはよくわかりますが、今、条例は制定しておりませんが、がん対策につきましては保健課の方も前向きに毎年々いろいろな事業を取り組みながら、取り組んでいることを先ずご理解いただきたいと思っております。

そういう中で進めておりますが、しかしこれがあまり思うように実行してないということになれば、次の段階としてどうあるべきかということで条例化も含めて検討がされるべきかも知れませんが、今少し、今行おうとしている保健所、隠岐病院、診療所と連携しながらいろいろな活動を進めております。

例の「たんぼぼ」の事業につきましても、町も係わりながら一緒になってやっておりますし、私も一度おじゃまさせていただいた事もありますが、「本当に大切なことだなあ」と実感をいたしております。

今少し時間をいただいて、どうあるべきかを担当課に検討させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、安部和子 議員の一般質問を終わります。

次に、14番：福田 晃 議員

14番（ 福 田 晃 ）

それでは、「コンクリートから人へではなく、コンクリートも人もの政策を」について質問します。

平成 13 年度頃より減少傾向にあった、国の公共事業費の抑制に伴い、我が隠岐の島町においても平成 15 年度 4 か町村で 130 億円あった事業費が平成 21 年度は 60 億円と大幅に削減されている。

公共事業費の減少で建設関連会社の経営が厳しさを増すなか、昨年 9 月発足した現政権の「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズの下、政府は今年度予算で公共事業費を前年度より 18.3%減らしたことはご案内のとおりと思います。

公共事業費への依存から抜け出せないわが町においては、廃業、事業の減少により従業員の解雇が始まり、隠岐建設業協同組合に登録している 800 余名の人数も減ってきているのが現状で、働いている人達は今後の生活に大変不安を持っております。

町長として公共事業に代わる産業ビジョンを示し、新たな雇用創出を計ることは大変重要なことではあるが、妙案が早急に浮かばないのが現実だと思えます。

「コンクリート」と「人」との結びつきが強い隠岐の島町において、バランスを失えば町民生活へのダメージは計り知れないと思えます。

そこで、次の 2 点について町長に伺います。

1 点目、公共事業が激減しているなか、旧布施村、都万村にての事業で新町に引き継いだのち休止となっている岩山林道、タワギ林道の再開、各観光地への道路整備、例えば壇鏡の滝、ローソク岩展望への陸路等、冷え切った業界を支える策を取り入れる考えはありますか。

2 点目、公共事業の減少で低価格での過剰な工事受注競争を抑えるため、松江市、益田市、斐川町では入札の最低制限価格の上限を引き上げ、従業員の雇用確保等を目的に見直すなど自治体において努力をされています。

平成 12 年建設省建設経済局長及び自治省行政局長から「地方公共団体の公共事業に係る入札、契約、手続き、及びその運用の更なる改善の推進について」として通知があり、平成 19 年に町は最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行した事とは思いますが、厳

しい建設業界の現況を考慮し、最低制限価格制度を隠岐の島町として採用すべきと思いますが。

以上、2点について町長の所信をお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、福田 晃議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の合併により新町に引き継いだのち休止とさせていただいております事業の再開、各観光地への道路整備など冷え切った建設業界を支える策を取り入れる考えはないかとのことではありますが、議員仰せのとおり、国は公共事業費を前年度より約1兆3,000億円減額をし、5兆7,700億円余りとして、反対に社会保障関係費を9.8%、2兆4,300億円余りの大幅な増額でございます。

たしかに本町は、公共事業への依存度が大きい町でございますが、現下の我が国の経済状況を見る限り、これまでのような公共事業の展開は、とても今後は望めない状況であることも議員ご承知のとおりであろうかと思えます。

また、本町はの新隠岐病院建設、下水道整備、町道整備、学校及び公共施設の改修工事のほか、まだ検討中ではございますが、高速船の再整備、隠岐島消防署庁舎の建設、さらに消防関係でございますが通信設備のデジタル化、仁万の里建て替え事業など、今後、相当の財政負担が予想されるそういった中で、一方では、将来においても現在の行政サービスを確実に、着実に維持していく必要がありますことから、財源の安定的な確保が、必要不可欠な今最重要課題であることは議員もご案内のとおりであります。

しかしながら、普通建設事業費を年々縮小していくばかりでは、町内の景気はますます冷え込むばかりですので、議員仰せの事業も含めて検討をし、真に必要な事業、そして急がれる事業の選択を綿密に更に行いながら、少しでも景気の回復が図られるよう取り組んでまいらなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、今回承認をお願いいたしております専決補正予算の公共投資臨時交付金を財源として積立てをいたしております、地域振興基金約1億8,500万円を本年度と来年度の2カ年で単独事業の財源として使用することと考えておりますので、急がれる建設事業などを9月補正あるいは来年度当初予算で計上を更にしてまいりたいと考えております。

このことがタワギ林道であるとか、岩山林道どうこうという事では、直接はありませんがこれは一旦、本当に今何が必要かということで考えて結果、大変申し訳ございませんが、これらの事業は休止をしてでも、他のことをもっと早くやるべきだというものに回させて

いただき許可したことを是非ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の最低制限価格制度の採用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

工事入札の執行につきましては、国県の入札制度の改正に伴い、予定価格の事前公表に合わせまして、平成17年6月1日から最低制限価格を未設定として執行していることはご案内のとおりであります。

また、平成19年6月1日からは、2,500万円以上の請負工事につきましては、低入札価格調査制度を導入をいたしまして、請負対象額の80パーセントを目途に調査制限価格を設定して執行し、現在に至っておりますこともご案内のとおりであります。

公共工事が年々減少する傾向にあるなか、過激な価格競争の実態はないものと考えておりまして、適正な入札が執行されていることも事実であるかと思っております。

ご質問の最低制限価格の採用につきましては、地域の活性化を図らなければならないと考えるところから、指名審査会で協議を重ね、今後も引き続き対応させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしまして答弁に代えさせていただきますと思います。

14番（ 福 田 晃 ）

町長の答弁でだいたい考え方はわかりました。

もう少し国の制度において、例えば社会資本整備交付金とかいろいろ調べますと出ております。そういうものを町として、どんどん取り入れて少しでも工事が発注できるような態度で臨んでいただきたいと思っております。

確かに公共事業に何時までも依存して、それで我々お金のない自治体がやれるかということは大変なことかと思いますが、一時、仕事がなくて減ってきておりましたが、良いことか悪いことか知りませんが、平成19年ですか8月31日の激甚災害によって建設業の仕事がでたわけです。その後、国の経済対策に係わる公共事業が出たものですから、やはり業者そのものが次に移るそういう考え方もなかなかなくて、今年の春になって昔でいう端境期ですか、仕事がなくて自宅待機とか・・・なっております。

そういう事も踏まえながら、早急に出来る範囲でいいですので全面的にやっていただきたいと思っております。

個々においての事も例として挙げただけであり、どうでもやれという考え方ではございませんので。この800余名というのは建設業協会に登録してあるだけであり、まだ個人の

建築屋、左官屋など仕事がなく困っておりますので、もう少し熱を入れて頑張りたいと思います。

次に、最低制限価格制度で町長は先ほど8割程度でやめて入札に・・・と言われましたですが、隠岐病院の前の橋は70%を切るかぐらいかの、そういうこともあったわけです。

確かに価格競争すれば、ほかで儲けている人が価格を叩けば小さいところはもちませんし、先ほど云った制度、局長から通達があったのが平成12年頃で国の公共事業が小渕内閣のころでピークの時であり、これではやれないからという事を出したものであります。これをわが町で取り入れたのは段々下がってきて、もう仕事なくなるというぐらいに取り入れてきていると私は思います。

そのところも踏まえながら、今一度答弁をお願いします。

番外（町長 松田和久）

1点目の件につきましては、ご理解をいただいたかと思いますが、今、少ないなかでも調べてもらいましたら、私どもの町単独の公共事業費、公共工事関係で支払われた額というのは3年間平均で1年30億円からのお金が出されております。

これは臨時交付金ですとか、うまく活用してやっておりますが、全体といたしましては昨年在島根県の離島振興関係の公共事業は83億円だと思いますし、今年は70億円を切るのではないかとわれております。

今、私共も急激に「公共事業」から「ものづくり」へと言っても簡単に移行できないということから、昨年も県当局に対して特にまだ進められていない主要地方道の西郷布施線の早期整備でありますとか、あるいは中村津戸港線、都万工区の整備を早くして欲しいとか、県道那久都万間の整備、トンネル工事を早くして欲しいとか・・・あるいは急傾斜地でこれから整備が必要など等々の要望も、勿論いたしておりまして県当局も出来るだけ速やかにという回答をいただいております。

併せまして、今後は早く公共事業から脱却すべき、ものづくりへの移行をということでまだ企業に力のあるうちに一緒になってやろうということで、今いろんな企業と相談させていただいているというのが現状であります。

最低制限価格の関係でございますが、確かに8割を切るような低入札もありましたことはありますが、これは極めて企業も厳しいものですから、そんなに沢山競争をして叩き合いをするというような状況ではないかというように思っておりますが。

まず入札額が調査基準価格、低入札の基準を下回った場合、それを低入札者から内訳書

をまず提出してもらい、直接工事費が75%以上になっているかどうか数値をみるわけです。あるいは共通仮設費が50%を超えているか、現場管理費と一般管理費の合計が30%以上それが確保されてないと、駄目ということになる訳です。

低入札なら全部うちがもうけるから、何でもすればいいという訳で、やっている訳ではございません、ですからそれを上回った場合には更に施工体制の調査をする、技術者が配置されているか、資材調達がきちんと出来るのか、労務の確保が出来るのか等をきちんとみて、オッケができればやらせる。これが駄目な場合には落札にならないという厳しい審査をして、何とか出来るという状況を今つくっているということは間違いございません。そういう中で適正な事業執行につなげてまいりたいと思います。

さらに、そのことが企業を圧迫しているという実態が本当にあるとするならば、今少しこれも考えていく必要があるかと思しますので、よろしく願いをいたしたいと思します。

議長（米澤 壽重）

以上で、福田 晃 議員の一般質問を終わります。

ただ今より、10時35分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時23分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時35分 ）

一般質問を続行します。

次に、1番：安部大助 議員

1番（安部 大助）

それでは、質問をさせていただきます。

隠岐の島町の人口は年々減っていくなか、若者の定住や少子化対策などは役場が取り組む重要課題であると思します。そのような観点から2つの課題について質問いたします。

最初に若者の意見集約について町長の考えをお伺いします。

町長は隠岐の島町のホームページの「町長室」のなかで、住民との協働による町づくりと題し、“自分たちの地域は、自分たちで知恵をしばり、汗を流しながら立ち向かうことが強く求められるこの時代、町民の皆様に「参加していただく」ことが何より大切です”と書かれております。

私も多くの町民の皆様が、町づくりに参加していくことは重要だと思します。特に、私の場合は同じ年代の若者に関しては、積極的に町づくりに参加してもらいたいと思ってお

ります。

町長は現在、年に1回「町づくり懇談会」を開催し各地域に出向き、いろいろな方々と意見交換をされています。私も何回か出席させていただいたのですが、そのなかで20代・30代といった若者が少なく少し残念に思うところであります。

先日、若者たちと話し合いをする機会があり、個々に話を聞きますと、町に対する意見や要望など自分の考えをしっかり持っている若者が多くいました。もっと役場や町長に対し、若者の考えを伝えればよいと勧めましたが、「1人が意見を言ったところで何が変わるのか」とか「役場に行っても何処に行けばいいのかわからない」などの意見を聞きました。

私は、今、行政と若者との間に少し距離があるのではないかと感じました。

私は、協働による町づくりを目指すのであれば、今まで隠岐の島町を支え築いてきた経験や知識が豊富な方々と一緒に、これからは若者も町づくりに参加しなくてはならないと思っております。

そのためには、若い人達に町づくりに興味をもってもらい、若いエネルギーを町づくりに生かして欲しいですし、若者が自主的にイベントを行い元気な町として活性化につなげて欲しいと考えます。

そこで町長に質問いたします。町づくりに関して20代、30代の若者のに町長は何を期待し、町政に臨んでおられるのか伺います。

また、現在20代から30代の若者の意見をどのように集約しておられ、今後どのように取り組まれるのかお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

安部大助議員の若者の意見集約に関するご質問にお答えいたします。

1点目の「20代、30代の若者に何を期待するか」とのご質問でございますが、私は、若者は将来この町を担う町の宝であると、折にふれそのように申し上げて参ってきているつもりです。また少子高齢化、過疎化の進む現状におきましては、なおさらのことです。

若者には、故郷を愛し、心豊かでたくましい「隠岐びと」として、地域・職場・趣味のグループなど様々な場で、若者らしい自由な発想と豊かな感性を活かした活動を展開され、同世代間の絆をさらに深めるとともに、また諸先輩の方々と一緒に活動する中で、学ぶべき事をきちんと学んで頂きたいと思っております

行政に対する期待という点では、議員仰せのとおり、まちづくりに興味をもって頂き、

事業やイベント、さらには各種計画策定の審議会などにも積極的に参加をして頂き、町の活性化の一翼を担って頂きたいとも考えております

そういったことで、パブリックコメントでありますとか、いろいろ審議会とかに「どうでしょうか」ということを申し上げておりますが、なかなか若い方が手を挙げてくださる方がいないというのが現状であります。

2点目の、若者の意見集約に関するご質問であります。現状では各種委員などを委嘱する際に、青年層代表に入って頂く程度でやっておりますが、若者に限定した意見集約は行っていないのが実情ではないでしょうか。

若者の意見をより幅広く聞けるように、若者向けのまちづくり懇談会でありますとか、町長就任以来「出前町長室」をやっております。私は5人以上集まれば何処でも体が空いていけば、何処でも行きますとっておりますので、また若い人に紹介をしていただいて、総務課の行政係が窓口となっておりますので、どうぞそういう場を活用していただきたいと思いますが、そういったことを町からも積極的にどうしたら若い人の意見を求められるのが、そういう場の検討を今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

1番(安部大助)

今、若者に対して町長の答弁をいただきました。若者に対してとても期待が大きいように思いました。

しかし実際、若者に限定した意見集約は行っていないということで少し残念に思っております。今後、若者向けの懇談会等を行って、若者の意見を聞けるように検討していくということで、期待していきたいと思います。

また、私も若者の1人として、また議員として1人でも多くの若者が町づくりに興味を持っていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、本土出産の支援について質問させていただきます。

私ごとですが、いま私には10か月になる娘がいます。昨年8月に松江の病院で誕生しましたが、その際にはレインボープラザホテルを利用させていただき、お世話になった家族の1人です。このことから、この町から出産のために本土にいかれる、あるいは行かれた方々からのお話を聞く機会が多くあります。

隠岐の島町の出生率は0.629%で、この数値は平成21年度のものですが110人の赤ちゃんが誕生しています。

しかし、皆さんもご存知のとおり、現在、隠岐の島町の産婦人科の体制は厳しく、リスクを避けるため規定により初産婦やリスクのある妊婦さんなどは本土での出産をしております。因みに21年度は110人中77の方が島外で出産をしております。

このことは、今後、出産される妊婦の方々にとっては精神的にも身体的にも大きな負担となります。申し上げるまでもなく、1番の解決は産婦人科の医師を確保し、全ての分娩が島内で出来ればいいのですが、全国的にも医師不足であり、特に隠岐の島町は離島というハンデを背負っているため、医師確保が難しいのが現状です。今後、結婚し、隠岐で子どもを欲しいと思っている方や出産を控えている方々の心と身体の負担を軽減するため、町の支援を今よりも充実させていくべきだと思います。

また、約1か月間1人でホテル暮らしをせざるを得ない妊婦の方々には、緊張と不安でいっぱいであり、そんなとき近くに家族がいてくれたらという気持ちになると思います。町の補助として、家族のレインボープラザでの5日間の宿泊費を町が負担していますが、それだけでは足りないように思います。レインボープラザを利用された妊婦の方々のアンケート結果でも、そのような要望が出されていました。

私の考えでは、入居準備に2日間、滞在中の土日の宿泊として8日間、退室準備に2日間、妊婦さんは出産後、病院に1週間ほど入院するためその期間の7日間、このことから約20日間のサービスが最低でも必要ではないかと思います。更に緊張や不安を軽減するためにもホテル内での娯楽等も検討していくべきだと思います。

そこで町長にお伺いします。この本土出産の妊婦の方々に対しての現在行われている支援について、町長はどう認識され、考えておられるのかお聞かせください。

また、妊婦の方々が「この町で出産はできないが、本土出産の支援が充実しているから安心」と思っていただけのように、今後の支援について改善が必要だと私は思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

安部大助議員の「本土出産の支援」についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本土出産の妊婦の方々に対しておこなわれております現在の支援について、どう認識され、考えているのかとのご質問でございますが、本土出産につきましては、ご案内のように平成19年春から実施いたしまして、3年が経過したところでございます。

平成21年度出生数110人中77人が本土出産でございますが、そのうち自己都合等によりまして本土出産をされた方を除き、本土出産を余儀なくされ、町が支援した妊婦さんは

64名でした。

議員仰せのとおり、本土出産を余儀なくされた方々は、大変不安な日々を過ごされ、またご家族も同様なお気持ちでございますことは、私も充分認識いたしております。ある妊婦さんが出産を終えてこちらに帰って、役場にも来られました。いろいろとお話を伺っております。

私もそういった意味では、認識をいたしております。現在町といたしましては、出産助成金の支援によりまして、妊婦さんおよびご家族の経済的負担の軽減を図っていることは今、不十分だということでございますが、ご案内のとおりであります。

町と隠岐病院が連携いたしまして、妊娠中の悩みや本土の宿泊に関します不安とか心配事につきまして、相談を受ける連絡体制もとらせていただいております。妊婦さんの不安解消のため精神的なバックアップに努めることが大切であると考えているところでございます。

2点目の、今後の支援について改善が必要であるとのことでご質問でございますが、島外出産対象者アンケート調査によりまして、議員仰せのとおり、「ご家族の宿泊が5回分より多いほうがよい」というご意見もございましたが、全体的には助成金に対しましてあまり不満は少なかったように思っております。

ただ、多くのご意見の中で、レインボープラザに対しましてご要望により体重計の設置や血圧計、浴室のイスなど設置が必要だということで、それにはお応えをしているようであります。今後も快適な生活が送れますように改善すべきところは、改善してまいらなければならぬとこのように考えております。

妊婦さんの精神的経済的負担解消のためには、どうしても産婦人科医をもう一人招聘をし、対応不可能な異常分娩を除き、初産はもとより大半の出産を可能とする、そういった体制を確立しないかぎり問題の解決にはならないように思っております。

産婦人科医の招聘に、今、全力で調整をさせてもらっておりまして、出来れば来年度には何とか実現できないかということで、今、先生もしばってお話をさせてもらっておりまして、出来るだけ速やかに隠岐で全ての分娩ができるように。

それ以外、なかなかどういう支援をしても・・・やはり何週間も不安な日々を1人で生活することは大変です。出来ません。

早く子どもを産んで帰るために、注射を使ってお産を促進させるようなことは母体にとっても、子どもさんにとってもよくないということは聞いておりますので、出来るだけそ

ういったことのないように隠岐で分娩できる体制に向けて、更に努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1番（ 安 部 大 助 ）

只今、町長の方から本土出産に関しては快適な生活が送れるように、改善すべきところは改善していくという答弁をいただきました。

今後、本土出産をされる妊婦さんや家族の方々に、負担を少しでも軽減できるよう支援の充実を努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、安部大助 議員の一般質問を終わります。

最後に、2番：前田芳樹 議員

2番（ 前 田 芳 樹 ）

まず最初に、衰退の一途をたどる水産業の振興策について、町長に伺います。

JFしまね西郷支所の販売取扱い高は、平成20年度51億円、平成21年度41億円で10億円の減少でした。巻き網と一本釣りは漁獲量は増加しているが販売高が大きく減少しております。

魚価の低迷が最大の原因とされているが、直送する巻き網は別として西郷から発送する水産物は1日遅れで市に掛り、鮮度が落ちるといわれて不利な状況下にあります。

そこで、運搬船を夜間運航させたりして関係者は様々な努力をしています。

ところが、その運搬船「姫島丸」が耐用年数を経過して老朽化により、更新時期となっています。

漁業者は出荷経費を水揚げの27%も負担する中で運搬費を負担し合っています。有数の好漁場を持ちながら流通経費に喰われて漁家所得は伸びず漁業は衰退しております。

運搬船更新の課題は、JF内部の問題ではありますが、同時に隠岐の島町の水産振興施策に於いても大きな課題であると思われれます。

今、町の水産振興予算措置は激減しています。JFからの支援要請があった時、また漁業者、関係者からの支援要請があった時には、島の基幹産業である水産業をこれ以上衰退させない為に流通体系への支援策は取れないものかと思いますが、町長その点如何でしょうか。

次に、島の漁業集落と沿岸漁業の衰退は大変著しいものがあります。漁港港湾施設整備

は一段落しましたが、陸上施設や漁船の老朽化、漁業者の高齢化、後継者不足、個人の漁業所得の減少など、衰退要因は多くあります。

平成22年度の水産業費では、平均給与737万7千円の優秀な職員が5人配属されております。

優秀な人材を揃えているのだから、この辺で隠岐の島町の水産振興のための思い切った企画、立案、行動ができる環境を与えては如何と思うところです。

現在、メイン事業となっている離島漁村再生支援事業は漁業集落委員会にまかせて、担当職員は会計係と事務処理系の2名だけにして、他の優れた人材は、隠岐の島町の水産業産品を売り込む営業マンとなって大都市圏を隈なく歩いて販路を開拓し、市場開拓、流通改善、消費に直結して隠岐の産品を売る込む、このような側面に取り組みさせては如何でしょうか。

水産振興への予算措置が激減しているために優秀な人材も活躍の場を狭められ持てる能力を発揮し切れずにいるように見受けられます。これまでもいろいろやっては来ておりますが、今、水産振興室職員レベルでの企画、立案、行動が沿岸漁業衰退の歯止めには必要なことでもあります。

この人材活用方法と沿岸漁業の衰退抑止策について町長のお考えをお尋ねします。

番外（町長 松田和久）

それでは、前田議員の分割質問1番目「水産業の振興策」に関するご質問についてお答えをいたします。

まず1点目の、水産物輸送体制の見直しを迫られているが、町としての支援が出来ないのか、というご質問についてでございますが、議員仰せのとおり魚価の低迷によりまして、昨年度のJFしまね西郷支所の漁獲量は増加しておりますが、逆に販売高は減少しています。

魚価向上対策は水産業に係わるものにとって、重要な問題となっていると私は認識をいたしているところでございます。

このような状況の中で、魚価に影響する運搬船「姫島」が今走っておりますが、その船が耐用年数を過ぎて運用されておまして、JFにて更新計画が検討されているやに伺っております。この運搬船「姫島」の更新につきましては、本町としても総合振興計画に計上いたし、事業支援の検討を今いたしているところでございます。

しかしながら、国は漁業が基幹産業である特に離島では、漁獲物の輸送等販売面におきまして大変不利益な条件にございますことから、それに対応してご案内のように離島漁業の再生支援のための交付金制度を設けられたわけでありまして。現在JFしまね西郷支所で検

討中でございます「姫島」の更新につきましては、この交付金制度の活用を含めて検討していただくことが、望ましいのではないかとこのように考えている所でございます。

実は、いま私が「全国市町村水産振興協会」の理事をいたしております、会議によくでるのですが、全国の漁業者では「何故、離島だけが、半島も大変だと。」

その離島の交付金の使い方が、今ひとつはっきりしないではないかと、やはりそのハンディキャップを克服するために、そのお金をどうやったら魚価が安定的な価格を維持できるのか、そういったものの為に使うものなのに、必ずしもそうではないという指摘も一方ではございます。いや、やはり離島は今、隔絶された地域で大変なんだということを我々は役員会のなかで訴えまして、今年度も間違いなく予算が取れたという実態でありますので、その用途につきましては確かに地域の思いで使われるということでございますが、しかしながらそれには県費や町費も入っております。

やはり誰が見ても、「本当だ、それは必要だ」という使い方が、私はこの際きちっとはっきりすべきだと、このように考えておりますので是非ご理解をいただきたいと思えます。

次に2点目の「人材活用方法と沿岸漁業の衰退抑止策」のご質問についてでございますが、本町の水産業が目指すものといたしましての「隠岐の島ブランド」の確立に向けた取り組みを今行っているところでございます。ズワイガニ、エッチュウバイ、イワガキ、アラメ、アゴダシ等、島で安定して供給できる特産品につきましては、隠岐の独自性を出した商品開発や積極的なPR活動により、販売の拡大に努めているところでございます。これらのPR活動や販路開拓及び商品開発につきましてはJFしまねはもとより、今ご案内のようにスモールビジネス協議会、あるいは町の各加工業者と行政が今一体的に連携して活動しているところでございます。

新たな販路としましては生協しまね、東京の日本橋「島根館」、県の「島根県物産協会」、あるいは出雲空港売店、大阪堺市の直売所等で開設しております。職員が交渉の窓口となり販路開拓に取り組んでおりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

2番（前田芳樹）

1点だけ確認の意味で伺います。

「姫島」の更新については、交付金を活用してやって欲しいというようなお考えのようですが、この交付金は便宜上、隠岐島の漁業集落を1本にまとめて漁業集落という組織を結成して協定を結んで、その中の委員協議のなかで資金用途を決めるということになっておりますが、事務局を預かっている町サイドの方からこのような構想を出してくるという

ことは、この制度の趣旨とは外れてくるのではないかと思います。この「姫島」の更新については別の制度資金を利用してやるべきではないかと思います。その点どうでしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

分割質問1点目の再質問にお答えをいたします。

今、現在運航しております「姫島」99トンでございますが、これは年間1,300万円ばかりの実赤字運航をしております。

そのことから今、組合の方もそんなに大きな船でなくてもいいのではと・・・19トン型はどうかとか、今より少し小さくして60トンではとか、また10トン車の保冷車など今議論があるようでございます。

町の方も、もしこの船を更新するとして、総事業費が大体3億円位かかるとすれば昔の沿整事業ですか、あの関係で国が2分の1見てくれる。今、県は財政が厳しいものですから、そうするとあと残りの2分の1を町がみるのですよ。ただJFも今財政が厳しくてどうこうといわれるなら出たお金をそれに活用されては如何でしょうかという事でありまして、我々はその交付金についてあーするこーするとか言って、町の負担を安くしようとかいう考えで言うておりません。

JFが対応ができないなら、そういったものを作って島民挙げて、その魚価を安定させるために使うということになれば、それは別に問題ないかと。それを国や県はいけないと言うわけではないと思っておりますので、有効的な活用をしてそのことが離島交付金の本当の使い道につながってくると思っておりますので申し上げたということです。

町の出すお金は一般財源でみますので心配はいりません。

よろしく願いいたします。

2番（ 前田芳樹 ）

次の質問ですが、町道及び林道の管理責任体制はどのようにしているのか、町長に伺います。

管理者責任を問われる事態が起きないように日常対策を取らせているのかどうか、道路の陥没、工事中の敷鉄板の浮き上がり、視界不良などで交通事故の起因となつては管理者賠償責任が問われます。

道路除草は県基準に準ずるとして、カーブの内側と道路を覆う雑木は伐採除去して、常に視界良好にしておくよう管理をさせるべきではないでしょうか。道路除草作業中に発注

者として監督員を現場に出して施工管理をさせるとか、定期的なパトロールをさせるとか、基本的最低限な管理責任体制が確立されていないと思います。

どのような指揮命令を発しているのか、お伺いします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問2点目の「町道及び林道の管理体制はどのようにしているのか」ということについてお答えいたしたいと思います。

町道及び林道につきましては、議員ご案内のとおり、住民生活あるいは林業活動を行う上で、必要不可欠な社会基盤でありますことから、適切な管理体制が求められることは言うまでもございません。

本町には、町道として認定されている路線が、路線数で1922路線、その総延長は673kmに及んでいるということです。

また、林道につきましては、路線数は82路線、総延長が200kmになりますが、町の全域を網羅して広範囲にわたって供用開始されておりますことから、議員ご指摘のように、管理が行き届かない点は十分承知をしておりますが、計画的な路線点検を行うことは勿論、路線を利用されている住民の方々の情報なども積極的に入手しながら、生活道路として、あるいは林業活動に支障のないように体制整備をしていくように指示し、その対応はスピードをもって対応するように今まで指示をしてきたつもりです。

また、町内の事業者が発注している除草作業につきましては、請負契約の約款によりまして、工事現場に現場代理人を配置することが義務つけられておりまして、現場の状況に応じて監督員と協議を行ないながら作業を進めておりますので、基本的な管理体制というのは整っているのではと考えています。

これは、なかなか所管課だけで全てを対応するのは難しいと思いますので、今、私も職員に一日中机に着いていることが立派な職員とは思っていないというように申し上げております。

各課がいろいろな地域に出て行っておりますが、林道、農道あるいは町道でおかしいような所があれば、その都度申し出るというか、今後はさらに徹底をさせてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

2番（ 前 田 芳 樹 ）

基本的な体制は整っているということでわかりますが、例えば道路除草で足元ばかり刈って、その道路幅員の上に雑木が覆い被さっております。そういう箇所は町道、林道に限

らず国道に於いてもあちらこちらにあるように見受けられます。

これは高所作業車、今ごろは便利なものがあるわけですので、その辺も今後取って道路幅員上空5mの高さくらいまでは視界を良好にしておいて頂かないといけないのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

では、次の質問に移ります。

農業公社の職員労組との労働審判の経過状況と今後の対処姿勢に就いて説明していただきたいと思います。

これまでの島根県労働委員会の審議は個別聴取の段階であり、次回7月7日からは相互対面で主張し合う場が3回程度開催されて、審判が下るのは秋頃の予定だそうですが、ここで和解が成立しなければ東京での中央労働委員会に進み、更に不調となれば本訴訟の段階となるわけです。

労働委員会の委員長及び副委員長は和解を終始提案しているそうだが、か弱い職員たちの権利擁護が斟酌されないままのうやむや調停案では、決して職員達は承知しないだろうし、和解は成立しないだろうと感じます。この審判に町側からは担当課長のみが出席しておりますが、「帰って上役に聞かないと返答できません。」と言う場面も幾たびかあるそうです。一担当課長に余りにも重たい荷物を背負わせ過ぎではないでしょうか。

今後の直接対面主張の場には副町長や町長が出て思いのたけを話されて、労働委員会の委員や職員に理解を求めて、和解のための努力をするべきではないかと思います。時間と財源を浪費しての混乱を町民は喜ばないはずで、感情的な頑なな姿勢を少し改めて聞く耳を持ち、職員たちの最低限の労働基本権、生存権を認めて和解をして、泣く者を出さずに、迫り来る農業の崩壊、耕作放棄地の拡大に対して協調して対処してくれることを町民は喜ぶのではないかと思います。

「丸い輪の中、心行き交う、やすらぎのまち・・・」という、素晴らしいキャッチフレーズに違わない姿勢で町政全般に望んで戴きたい。行政手腕と実績に於いて全国屈指の素晴らしい町長ですから、間違いの無い方向へ導いてくださるものと信じます。これらのことを踏まえて、この労働審判に今後どのような姿勢で対処していくのかお伺いします。

次に小項目2つ目ですが、公社の実働部隊の重要性に就いてどう捉えているのかお伺いいたします。

隠岐の島町は、耕作放棄地対策では解消率は島根県下でトップとのこと。これも現場で作業をする実働部隊があつてのこととあります。公社が借上げて保有する農地は47.8h

a うち認定農業者に再委託が 17.6ha、条件不利地が多い残り 30.2ha を公社実働部隊 7 人が管理耕作をしている現実です。その上に農作業だけの受託が 49ha も有り、畦塗り 6,000m 種苗生産は 6,649 箱にも達しておりまして、今や全島に渡って作業区域が拡大しており、最早、認定農業者や他の者では対応は出来かねる事態にまでなっているのではと感じます。

これでもまだ、圃場整備した水田で耕作放棄をした面積は牧草地に転化した分を含めて 60ha もあります。このために解体を叫んでいる農業公社に町は今年度も 1 ha の放棄地の復田をしてくれと矛盾した依頼をしているわけです。これから 1 年ごとに加速度的に耕作者数は減少して行き 10 年後には半減していくのでしょうか。

平成 22 年 6 月は中山間地域等直接支払交付金事業費の 5 年ごとの契約更新時期でありまして、今回、契約更新したら 5 年間は耕作を続けなければならず、途中で公社が耕作をしなくなったらその対象地区はそれまで受けていた交付金を返還しなければならない。そもそも条件不利地だから公社しか受託する者はいなかったわけです。ましてや、認定農業者は条件不利地には進出しないだろうと思います。

そのために交付金契約更新の地域説明会で町の担当者は、今後 5 年間は変わらず農業公社に中山間地の水田耕作を頼むことになりましてから契約更新をしましょうと説明したと言います。県も同じようなことを言っていたそうです。何とも矛盾した言動ではないでしょうかと思います。

益々、農業公社の存在意義が鮮明になって来たということでもあります。7 人の実働部隊を不安定雇用の中に落とし入れて耕作組織を弱体化すれば耕作放棄地の拡大を招くことは目に見えています。2 人の事務処理係と 7 人の現場作業は一体のものでありまして、現場要員の解雇は厳にあってはならないと思います。

組織改編後の財政支出が増大することは、緊縮財政を進めている論理とは全く矛盾しておりまして、もっと自己統一性を持たなければならないのではと感じます。いずれにしても、農業の現場は机上の数字だけでは割り切れないそう簡単なものではありません。矛盾した言動を改めて、耕作放棄地になくしてはならない農業公社職員たちの存在の重要性を認識し直すべきだと思いますが、町長はその点、どのように捉えておられるのかお伺いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただいまの、分割質問 3 点目の「農業公社に関することについて」のご質問にお答えをいたします。

1 点目の農業公社職員労働組合との労働審判につきましては、現在まで 3 回の調査会が行われまして、双方の主張に対する調査と和解に対する調整が行われてまいりました。委員長からの和解案の内容は、「町長と職員との話し合いの場を設ける。」という内容でございましたが、私といたしましては、今までも職員との話し合いには応じる方向で言っておりますので、この和解案の内容には不満はございませんが、農業公社理事会の権限を無視したような話し合いはできませんので、その旨伝えさせていただいた所であります。しかしながら農業公社の職員労働組合側からは、この内容では和解できないとの回答があったように伺っておりまして、審査委員長が和解について当面成立の見込みがないので、和解協議を打ち切る旨の陳述されたということです。次回 7 月 7 日の第 4 回調査をもって調査は一旦終了して、審問に入ることになっているそうです。

今回の労働争議の内容ですが、「隠岐の島町と農業公社職員の間雇用関係があるのかどうか。」という事が争点でございますので、これに関しましては、私共は隠岐の島町は雇用関係にはないと判断しており、今後もその方針で主張すべきは主張してまいりたいと考えておりますので誤解のないよ、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に 2 点目の耕作放棄地の解消につきましては、平成 20 年度から取り組んでおりまして、20 年度が 1.12ha、昨年が 8.2ha の解消に取り組まさせていただいた所であります。

この内、農業公社では昨年は約 3ha の解消を行ったところでございます。今年度は全体として 2ha の解消を予定しておりますが、内容等は現在未定でございますので、現時点で農業公社に解消作業等の依頼は、実は行っていないということございまして、どこでどう間違ったのか全く所管のほうは、そういったことを依頼した覚えはないということでございます。

また、「中山間地域等直接支払交付金」の更新説明会の時点では、農業公社を頼むというような所管課からの説明は一切してないということでもあります。今年度は、これだけあるということは申し上げたということですが、それもその公社にお願いするというようなことは全くないということでございますので、是非ご確認をしていただきたいと思っております。

耕作放棄地対策につきましては、議員仰せの通り非常にこれは大切な課題でありますので、今後も十分に検討、協議していく必要がございます。

農業公社の今日まで担ってきた成果というのは、十分理解はしておりますが、今後のあり方につきましては、組織検討会において一定の方向が示され、農業公社理事会で検討もされておりますので、これらを引き続き私どもは尊重してまいりたいと、このように考え

ておりますのでよろしくお願いたします。

2番(前田 芳 樹)

この中山間地域等直接支払交付金事業費、5年毎の更新契約、先ほど町長は公社に耕作を委託していないんだと、公社とは関連ないんだと言われましたが、私は直接五箇村の山田地区というところで聞いたのです。水田の所有者から。

町の説明の場において、その所有者が質問をしたそうです。5年契約更新をして、交付金、補助金を貰って地区の所有者達が行くのだが、実際耕作しているのは農業公社なのです。

これを止めたら所有者は、耕作出来なくなるんだと・・・そうした時に交付金はどうなるんだと、返還しないといけないのかと説明者に聞いたら、説明者はその場で県の担当者に問い合せたと。県の方は途中で管理耕作が出来なくなったら交付金は返還義務が生じますという説明だったそうです。

だから今後5年間は変わらず、この水田については公社に依頼して継続していきますよと、だから変わらず更新をしましょうという説明だったそうです。

当の本人から私は聞いたわけですが、これはもう一回詳細に確認はさせていただきます。

次にもう1点伺います。

職員の身分の保障ですが、これがある程度保障してやれば生産法人への改組も出来るわけであって、確かに町の直接雇用でないとおっしゃいますが、農業公社理事会は町が100%出資で現実的に町がいろんな面で主導的な役割を果たしてきたのですから、公社理事会では雇用関係の処理はとても手に負えないという返答書を以前町に出しておりました。

そういうことで責任の擦り合いをしていたのでは、解決できない部分だろうと思いますので、これを100%出資として3セク外部団体の職員とよく話すべきではないかと思えます。そのところはどうか。

番外(町長 松田 和久)

お答えをいたしたいと思いますが、私がこういうことを言うのはおかしいかも知れませんが、少し通告した内容にないような質問ではと思うのですが。

今回のこの問題は、労働組合の方から労働委員会に向けて提訴をされておりますので、私は公金を、大事な税金を扱う管理者として、やはり提訴されているならそこできちんとした方向がだされるのを待って、真摯にそれを受け取ってまいるべきだと考えておりますので、それ以上ここで申し上げることは出来ないかと思えます。

それと農地保有合理化対策の補助金の制度であります、5年間は確かに耕作しなくてはなりません。

しかし、農業公社は本来、それを復田をして使えるまでにするのが仕事でありますので、従ってそれは早く耕作者に渡していくというのが原則でありますので、そのところはお互いに受け止めていくべきではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番(前田 芳 樹)

農業公社が、農地保有合理化して耕作者に早く譲っていかなくてはいけない、それは大前提です。本来の存在目的です。

ところが現実的に中山間地というような谷間の耕作不適地というか、条件不利地ですね。ここでは新たな受け手がいないから困っている現実なわけです。ここが重要な部分だと思います。

受け手が何時でも発生してくれば何の問題もないわけです。実際に受け手がいない土地であるので困っているわけで、現実的には公社がやっている場所であったわけです。だからここをはき違えてもらっては困るわけです。

現実的に受け手がいないので困っているわけです。

以上で終わります。

議長(米 澤 壽 重)

以上で、前田芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月24日は、定刻より質疑を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時33分)

以 下 余 白